

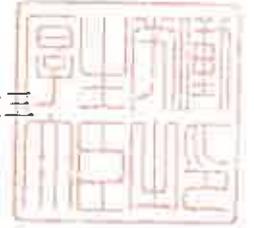
厚生労働省発基安1117第1号

令和5年11月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生関係）」について、貴会の意見を求める。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（労働安全衛生関係）

第一 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

都道府県労働局長が登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関、登録教習機関、指定労働災害防止業務従事者講習機関又は指定就業制限業務従事者講習機関の登録又は指定をしたとき等は、当該登録又は指定等に係る事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならないとされているところ、当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載するものとする。

第二 作業環境測定法施行規則の一部改正

都道府県労働局長が登録講習機関の登録をしたとき等は、当該登録等に係る事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならないとされているところ、当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載するものとする。

第三 施行期日

この省令は、令和六年三月三十一日から施行すること。